

介護サービス事業所等自己点検票（指定通所介護事業）

令和6年4月1日適用

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	1 基本方針 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第98条	☐	☐	☐
二 人員に関する基準	1 従業者の配置の基準 （1）指定通所介護事業者が、指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 ①生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。 また、生活相談員は、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。 ※指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 イ 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。 なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。 ②看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定通所介護の単位（指定通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下「人員に関する基準」において同じ。）ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数を配置しているか。 ※ 看護職員については、指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。 ア 指定通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。その場合であっても、提供日ごとに当該事業所において利用者の健康状態等の確認を行う時間帯は、専任しなければならない。 イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が指定通所介護事業所の提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。 なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。	法第74条第1項 都条例第111号第99条第1項第1号 都規則第141号第17条第1項第1号 施行要領第3の6の1の(2) 施行要領第3の6の1の(1)の①のイ及びロ 都条例第111号第99条第1項第2号 都規則第141号第17条第1項第2号 施行要領第3の6の1の(1)の⑥	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二 人 員 に 関 する 基 準	③介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者（都条例第111号第101条第三項に規定する利用者をいう。以下「人員に関する基準」において同じ）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。	都条例第111号第99条第1項第3号 都規則第141号第17条第1項第3号	☐	☐	☐
	※1 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか。	施行要領第3の6の1の(1)の②	☐	☐	☐
	※2 都規則第141号第17条第1項第1号の生活相談員及び同項第3号の介護職員の人員配置については、提供日ごとに、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員の員数は問わないものである。	施行要領第3の6の1の(1)の③	/		
	※3 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。 （確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式） 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 例えば、一単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。	施行要領第3の6の1の(1)の④			
	（介護職員つづき） （確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式） ・利用者数15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝$((\text{利用者数}-15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$ ※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、$(18-15) \div 5 + 1 = 1.6$となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、$5 \times 1.6 = 8$時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表3に示すものとする。 なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。 また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。	施行要領第3の6の1の(1)の⑤	/		

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ																																																																																																																																		
二 人 員 に 関 する 基 準	(介護職員つづき) 別表3 通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間の具体例(単位ごと) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="7">平均提供時間数</th></tr> <tr> <th>3.0時間</th><th>4.0時間</th><th>5.0時間</th><th>6.0時間</th><th>7.0時間</th><th>8.0時間</th><th>9.0時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">利用者</td><td>5人</td><td>3.0時間</td><td>4.0時間</td><td>5.0時間</td><td>6.0時間</td><td>7.0時間</td><td>8.0時間</td><td>9.0時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">10人</td><td>3.0時間</td><td>4.0時間</td><td>5.0時間</td><td>6.0時間</td><td>7.0時間</td><td>8.0時間</td><td>9.0時間</td></tr> <tr> <td>3.0時間</td><td>4.0時間</td><td>5.0時間</td><td>6.0時間</td><td>7.0時間</td><td>8.0時間</td><td>9.0時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">15人</td><td>3.0時間</td><td>4.0時間</td><td>5.0時間</td><td>6.0時間</td><td>7.0時間</td><td>8.0時間</td><td>9.0時間</td></tr> <tr> <td>3.0時間</td><td>4.0時間</td><td>5.0時間</td><td>6.0時間</td><td>7.0時間</td><td>8.0時間</td><td>9.0時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">16人</td><td>3.6時間</td><td>4.8時間</td><td>6.0時間</td><td>7.2時間</td><td>8.4時間</td><td>9.6時間</td><td>10.8時間</td></tr> <tr> <td>3.6時間</td><td>4.8時間</td><td>6.0時間</td><td>7.2時間</td><td>8.4時間</td><td>9.6時間</td><td>10.8時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">17人</td><td>4.2時間</td><td>5.6時間</td><td>7.0時間</td><td>8.4時間</td><td>9.8時間</td><td>11.2時間</td><td>12.6時間</td></tr> <tr> <td>4.2時間</td><td>5.6時間</td><td>7.0時間</td><td>8.4時間</td><td>9.8時間</td><td>11.2時間</td><td>12.6時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">18人</td><td>4.8時間</td><td>6.4時間</td><td>8.0時間</td><td>9.6時間</td><td>11.2時間</td><td>12.8時間</td><td>14.4時間</td></tr> <tr> <td>4.8時間</td><td>6.4時間</td><td>8.0時間</td><td>9.6時間</td><td>11.2時間</td><td>12.8時間</td><td>14.4時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">19人</td><td>5.4時間</td><td>7.2時間</td><td>9.0時間</td><td>10.8時間</td><td>12.6時間</td><td>14.4時間</td><td>16.2時間</td></tr> <tr> <td>5.4時間</td><td>7.2時間</td><td>9.0時間</td><td>10.8時間</td><td>12.6時間</td><td>14.4時間</td><td>16.2時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">20人</td><td>6.0時間</td><td>8.0時間</td><td>10.0時間</td><td>12.0時間</td><td>14.0時間</td><td>16.0時間</td><td>18.0時間</td></tr> <tr> <td>6.0時間</td><td>8.0時間</td><td>10.0時間</td><td>12.0時間</td><td>14.0時間</td><td>16.0時間</td><td>18.0時間</td></tr> </tbody> </table>			平均提供時間数							3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間	利用者	5人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間	10人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間	15人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間	16人	3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間	10.8時間	3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間	10.8時間	17人	4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間	12.6時間	4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間	12.6時間	18人	4.8時間	6.4時間	8.0時間	9.6時間	11.2時間	12.8時間	14.4時間	4.8時間	6.4時間	8.0時間	9.6時間	11.2時間	12.8時間	14.4時間	19人	5.4時間	7.2時間	9.0時間	10.8時間	12.6時間	14.4時間	16.2時間	5.4時間	7.2時間	9.0時間	10.8時間	12.6時間	14.4時間	16.2時間	20人	6.0時間	8.0時間	10.0時間	12.0時間	14.0時間	16.0時間	18.0時間	6.0時間	8.0時間	10.0時間	12.0時間	14.0時間	16.0時間	18.0時間	老企25別表3			
				平均提供時間数																																																																																																																																			
			3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間																																																																																																																														
	利用者	5人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間																																																																																																																														
		10人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間																																																																																																																														
			3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間																																																																																																																														
		15人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間																																																																																																																														
3.0時間			4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間																																																																																																																															
16人		3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間	10.8時間																																																																																																																															
		3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間	10.8時間																																																																																																																															
17人		4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間	12.6時間																																																																																																																															
		4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間	12.6時間																																																																																																																															
18人		4.8時間	6.4時間	8.0時間	9.6時間	11.2時間	12.8時間	14.4時間																																																																																																																															
	4.8時間	6.4時間	8.0時間	9.6時間	11.2時間	12.8時間	14.4時間																																																																																																																																
19人	5.4時間	7.2時間	9.0時間	10.8時間	12.6時間	14.4時間	16.2時間																																																																																																																																
	5.4時間	7.2時間	9.0時間	10.8時間	12.6時間	14.4時間	16.2時間																																																																																																																																
20人	6.0時間	8.0時間	10.0時間	12.0時間	14.0時間	16.0時間	18.0時間																																																																																																																																
	6.0時間	8.0時間	10.0時間	12.0時間	14.0時間	16.0時間	18.0時間																																																																																																																																
④機能訓練指導員 機能訓練指導員は1以上確保されているか。 機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること。	都条例第111号第99条第1項第4号 都規則第141号第17条第1項第4号 施行要領第3の6の1の(1)の⑦	☐	☐	☐																																																																																																																																			
(2)機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。	都規則第141号第17条第4項																																																																																																																																						
(3)機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。 ※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者の資格を有する者(はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。	都規則第141号第17条第5項 施行要領第3の6の1の(3)																																																																																																																																						
(4)生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。	都規則第141号第17条第6項	☐	☐	☐																																																																																																																																			
(5)指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして区市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、区市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとする。	都条例第111号第99条第2項																																																																																																																																						
2 管理者 (1)指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに管理者を置いているか。	都条例第111号第100条第1項				☐	☐	☐																																																																																																																																
(2)管理者は、専ら当該指定通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	都条例第111号第100条第2項 施行要領第3の6の1の(4)準用(第3の1の1の(3))	☐	☐	☐																																																																																																																																			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	1 設備及び備品等 (1)指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	都条例第111号第101条第1項	☐	☐	☐
	(2)(1)に掲げる設備の基準を満たしているか。 ①食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	都条例第111号第101条第2項 都規則第141号第18条第1項第1号	☐	☐	☐
	②相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	都規則第141号第18条第1項第2号	☐	☐	☐
	(3)(1)の設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者又は第99条第2項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業又は当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定通所介護、指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業の利用者をいう。（4）において同じ。）に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	都条例第111号第101条第3項	☐	☐	☐
	(4)(3) ただし書きの場合（指定通所介護事業者が（1）に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出ているか。	都条例第111号第101条第4項	☐	☐	☐
	(5)指定通所介護事業者が都条例第111号第99条第2項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなす。	都条例第111号第101条第5項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1)管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第111号第112条準用(第51条)	☐	☐	☐
	(2)管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に都条例第111号「第7章第四節運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。		☐	☐	☐
	2 運営規程 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下において「運営規程」という。)を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間(8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること) ④指定通所介護の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者(実人員数)の数の上限をいう。) ⑤指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域(当該指定通所介護事業所が通常時に指定通所介護を提供する地域をいう。) ⑦指定通所介護の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	都条例第111号第102条1項 施行要領第3の6の3の(1)の① 施行要領第3の6の3の(1)の② 施行要領第3の6の3の(1)の③ 施行要領第3の6の3の(1)の④ 施行要領第3の6の3の(1)の⑤	☐	☐	☐
	3 勤務体制の確保等 (1)指定通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することができるよう各指定通所介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。	都条例第111号第103条第1項	☐	☐	☐
	(2)当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定通所介護については、この限りでない。	都条例第111号第103条第2項	☐	☐	☐
	(3)指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしているか。	施行要領第3の六の3の(2)の①	☐	☐	☐
	(4)指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	都条例第111号第103条第3項	☐	☐	☐
	(5)指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	都条例第111号第103条第4項 施行要領第3の一の3の(6)④参照	☐	☐	☐
	4 業務継続計画の策定等 (1)指定通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例第111号第112条準用(第11条の2第1項)	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(2) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	都条例第111号第112条準用（第11条の2第2項）	☐	☐	☐
	(3) 指定通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	都条例第111号第112条準用（第11条の2第3項）	☐	☐	☐
	5 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、第三者評価の実施状況その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	都条例第111号第112条準用（第12条）	☐	☐	☐
	(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。		☐	☐	☐
	6 提供拒否の禁止 指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではないか。	都条例第111号第112条準用（第13条）	☐	☐	☐
	7 サービス提供困難時の対応 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第111号第112条準用（第14条）	☐	☐	☐
	8 受給資格等の確認 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	都条例第111号第112条準用（第15条）	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するよう努めているか。		☐	☐	☐
	9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定通所介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第112条準用（第16条）	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		☐	☐	☐
	10 心身の状況等の把握 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第111号第112条準用（第17条）	☐	☐	☐
	11 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第112条準用（第18条）	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	都条例第111号第112条準用(第19条)	☐	☐	☐
	13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しているか。	都条例第111号第112条準用(第20条)	☐	☐	☐
	14 居宅サービス計画の変更の援助 指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	都条例第111号第112条準用(第21条)	☐	☐	☐
	15 サービスの提供の記録 (1)指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	都条例第111号第112条準用(第23条)	☐	☐	☐
	(2)指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。		☐	☐	☐
	16 利用料等の受領 (1)指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	都条例第111号第104条第1項	☐	☐	☐
	(2)指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	都条例第111号第104条第2項	☐	☐	☐
	(3)指定通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ①通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用 ②指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤①～④に掲げるもののほか、指定通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの	都規則第141号第19条	☐	☐	☐
	(4)指定通所介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第104条第4項	☐	☐	☐
	(5)指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第41条第8項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	(6)指定通所介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第65条	☐	☐	☐
	17 保険給付の請求の申請に必要な証明書の交付 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に掛かる利用料の支払を受けた場合、当該指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	都条例第111号第112条準用(第25条)	☐	☐	☐
	18 指定通所介護の基本取扱方針 (1)指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。	都条例第111号第105条	☐	☐	☐
	(2)指定通所介護事業者は、提供する指定通所介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。		☐	☐	☐
	19 指定通所介護の具体的取扱方針 指定通所介護の具体的な取扱いは、次に掲げるところによっているか。 (1)都条例第111号第107条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第106条 施行要領第3の6の3の(4)の④	☐	☐	☐
	(2)通所介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法等について、説明を行っているか。		☐	☐	☐
	(3)指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。		☐	☐	☐
	(4)前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行っているか。		☐	☐	☐
	(5)介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定通所介護の提供を行っているか。		☐	☐	☐
	(6)常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供しているか。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所介護の提供ができる体制を整えているか。		☐	☐	☐
	20 通所介護計画の作成 (1)管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画（以下において「通所介護計画」という。）を作成しているか。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ※ 通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課（プログラム）等を明らかにしているか。	都条例第111号第107条第1項 施行要領第3の6の3の(5)の②	☐	☐	☐
	(2)管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第107条第2項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(3) 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。	都条例第111号第107条第3項	☐	☐	☐
	(4) 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	都条例第111号第107条第4項	☐	☐	☐
	(5) 通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況については、それぞれの利用者について記録を行わなければならないが、管理者は、当該通所介護計画の実施状況等の把握・評価を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行っているか。	施行要領第3の6の3の(5)の⑤	☐	☐	☐
	(6) 通所介護計画の目標及び内容等については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	施行要領第3の6の3の(5)の⑥	☐	☐	☐
	(7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するように努めているか。	施行要領第3の6の3の(5)の⑦	☐	☐	☐
	21 利用者に関する区市町村への通知 指定通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例第111号第112条準用(第30条)	☐	☐	☐
	22 緊急時等の対応 通所介護従業者等は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例第111号第112条準用(第31条)	☐	☐	☐
	23 定員の遵守 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	都条例第111号第108条	☐	☐	☐
	24 衛生管理等 (1) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	都条例第111号第109条第1項	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護員等に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 通所介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	都条例第111号第109条第2項 都規則141号第19条の2 施行要領第3の6の3の(6)の②	☐	☐	☐
	25 非常災害対策 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらに従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	都条例第111号第110条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	26 掲示 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、指定通所介護事業者は、前段に規定する重要事項を記載した書面を指定通所介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前段の規定による掲示に代えることができる。	都条例第111号第112条準用(第33条)	☐	☐	☐
	(2) 重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 (令和7年3月31日までの経過措置あり)		☐	☐	☐
	27 秘密保持等 (1) 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	都条例第111号第112条準用(第34条)	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		☐	☐	☐
	(3) 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。		☐	☐	☐
	28 広告 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	都条例第111号第112条準用(第35条)	☐	☐	☐
	29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	都条例第111号第112条準用(第36条)	☐	☐	☐
	30 苦情処理 (1) 指定通所介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	都条例第111号第112条準用(第37条)	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。		☐	☐	☐
	(3) 指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。		☐	☐	☐
	(4) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	☐
	(5) 指定通所介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。		☐	☐	☐
	(6) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	☐
	(7) 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	31 地域との連携等 (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。	都条例第111号第110条の2第1項	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。	都条例第111号第110条の2第2項	☐	☐	☐
	(3) 指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めているか。	都条例第111号第110条の2第3項	☐	☐	☐
	32 事故発生時の対応 (1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	都条例第111号第110条の3第1項	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	都条例第111号第110条の3第2項	☐	☐	☐
	(3) 指定通所介護事業者は、都条例第101条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)の規定に準じた必要な措置を講じているか。	都条例第111号第110条の3第3項	☐	☐	☐
	33 虐待の防止 指定通所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に十分に周知すること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第112条準用(39条の2)都規則第141号第20条準用(第4条の3)施行要領第3の1の3の(31)参照	☐	☐	☐
	34 会計の区分 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第111号第112条準用(第40条)	☐	☐	☐
	35 記録の整備 (1) 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	都条例第111号第111条	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約の終了日から2年間保存しているか。 ①通所介護計画 ②都条例第111号第112条において準用する第23条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③都条例第111号第106条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④都条例第111号第112条において準用する第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤都条例第111号第112条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥都条例第111号第113条の3第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		☐	☐	☐
	36 その他 (1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。 (2) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しなければならない。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しなければならない。 ①避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。 ②避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。	平成28年9月15日付老高発0915第1号水防法第15条の3第1項、第2項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項水防法第15条の3第5項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項	☐	☐	☐
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第2項	☐	☐	☐
六 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定通所介護事業者が指定通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	法第41条第4項第1号 平12厚告19の1 平12老企39	☐	☐	☐
	(2) 指定通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	平12厚告19の2	☐	☐	☐
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	平12厚告19の3	☐	☐	☐
	2 所要時間の取扱い 所要時間については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の1（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注1	☐	☐	☐
	3 短時間の場合の取扱い 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、「所要時間3時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の1（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注4	☐	☐	☐
	4 9時間以上の場合に係る加算 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（算定対象時間）が9時間以上となる時は、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は、10時間以上11時間未満の場合、11時間以上12時間未満の場合、12時間以上13時間の未満の場合、13時間以上14時間未満の場合は所定単位数に加算しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注6	☐	☐	☐
	5 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に伴う加算 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じた場合、基準に従って加算しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注5	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱	6 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない、又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注3 平27厚労告95の14の2	☐	☐	☐
	7 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない、通所介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していない、又は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (令和7年3月31日までの経過措置あり※場合により減算適用)	平12厚告19別表の6のイからハの注4 平27厚労告95の14の3	☐	☐	☐
	8 生活相談員配置等加算 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所において、平12厚告19別表の6のイからハの注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。 イ 生活相談員を1名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。	平12厚告19別表の6のイからハの注8 平27厚労告95の14の4	☐	☐	☐
	9 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 指定通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注9 平21厚労告83の2	☐	☐	☐
	10 入浴介助加算 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備基準等を有して行われる入浴介助であり、かつ、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行った場合は、1日につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注10 平27厚労告95の14の5	☐	☐	☐
	11 中重度者ケア体制加算 次に掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 指定居宅サービス等基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ロ 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。	平12厚告19別表の6のイからハの注11 平27厚労告95の15	☐	☐	☐
	12 生活機能向上連携加算 次の基準に適合するものとして知事に届け出た指定通所介護事業者が、外部との連携により利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、（1）については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、（2）については1月につき、下記の単位数を加算しているか。 （1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） （2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） ただし、注13を算定している場合は、（1）は算定せず（2）は1月につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注12 平27厚労告95の15の2	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	13 個別機能訓練加算 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して機能訓練を行っている場合には、当該基準の区分に従い、イ及びロについては1日につき所定単位数を、ハについては1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、イを算定している場合には、ロは算定しない。 イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 次のいずれにも適合すること。 （１）専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という）を1名以上配置していること。 （２）機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 （３）個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 （４）機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 （５）厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員の等の数の基準並びに通所介護費等の算定方法第1号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。	平12厚告19別表の6のイからハの注13 平27厚労告95の16のイ、ロ、ハ	☐	☐	☐
	ロ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 次のいずれにも適合すること。 （１）イ（１）の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 （２）イ（２）から（５）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
	ハ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 （１）イの（１）から（５）まで又はロ（１）及び（２）に掲げる基準に適合すること。 （２）利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		☐	☐	☐
	14 ADL維持等加算 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準の区分に従い1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ ADL維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （１）評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（（２）において「評価対象利用期間」という。）が6月を超える者をいう。（以下この号において同じ。）の総数が10人以上であるか。 （２）評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合は当該サービスがあった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出しているか。 （３）評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」という。）の平均値が1以上であるか。	平12厚告19別表の6のイからハの注14 平27厚労告94の15の2 平27厚労告95の16の2	☐	☐	☐
	ロ ADL維持等加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （１）イ（１）及び（２）までの基準に適合するものであること。 （２）評価対象者のADL利得の平均値が3以上であるか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	15 認知症加算 次に掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。 イ 指定基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ロ 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上であること。 ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。 ニ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。	平12厚告19別表の6のイからハの注15 平27厚労告94の16 平27厚労告95の17	☐	☐	☐
	16 若年性認知症利用者受入加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。 (2) 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注16 平27厚労告95の18	☐	☐	☐
	17 栄養アセスメント加算 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は1月につき所定単位数に加算する。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名配置しているか。 (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応しているか。 (3) 利用者ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たった、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。 (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であるか。	平12厚告19別表の6のイからハの注17 平27厚労告95の18の2	☐	☐	☐
	18 栄養改善加算 次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数に加算しているか。 イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）	平12厚告19別表の6のイからハの注18 平27厚労告95の19	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	19 口腔・栄養スクリーニング加算 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所の従業者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ1回につき所定単位数に加算しているのか。 イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	平12厚告19別表の6のイからハの注19 平27厚労告95の19の2	☐	☐	☐
	20 口腔機能向上加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数に加算しているか。 イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 （2）利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 （3）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 （4）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 （5）別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）。	平12厚告19別表の6のイからハの注20 平27厚労告95の20	☐	☐	☐
	ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）イ（1）から（5）までに掲げる基準のいずれにも該当すること。 （2）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		☐	☐	☐
	21 科学的介護推進体制加算 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数に加算しているか。 イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護計画を見直す等、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	平12厚告19別表の6のイからハの注21	☐	☐	☐
	22 サービス種類相互の算定関係 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、通所介護費を算定していないか。	平12厚告19別表の6のイからハの注22	☐	☐	☐
	23 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。	平12厚告19別表の6のイからハの注23	☐	☐	☐
	24 送迎を行わない場合の取扱い 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算しているか。	平12厚告19別表の6のイからハの注24	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	25 サービス提供体制強化加算 次に掲げる基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	平12厚告19別表の6の 二の注 平27厚労告95の23	☐	☐	☐
	ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		☐	☐	☐
	ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が、100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		☐	☐	☐
	26 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。	平12厚告19 別表の6のホの注	☐	☐	☐
		平27厚労告95の24 (平27厚労告95の4号 準用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定通所介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三) について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		☐	☐	☐
	ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1) から(6) まで、(7) (一) から(四) まで及び(8) に掲げる基準のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1) から(6) まで及び(8) に掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b a について、全ての介護職員に周知していること。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	27 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士であって経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により当該賃金改善が困難である場合は、この限りでない。）である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。 (6) 通所介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 (7) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	平12厚告19 別表の6のへの注 平27厚労告95の24の2 （平27厚労告95の4号の2準用）	☐	☐	☐
	ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		☐	☐	☐
	28 介護職員等ベースアップ等支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11相当する単位数を所定単位数に加算する。	平12厚告19 別表6のトの注	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ロ 指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 ニ 当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 ホ 通所介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	平27厚労告95の24の3 （平27厚労告95の4号の3準用）	☐	☐	☐
	29 介護職員等処遇改善加算（令和6年6月1日から適用） イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の92に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の64に相当する単位数	平12厚告19別表6のホの注 平27厚労告95の24 （平27厚労告95の4号準用）	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	ロ 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 算定した単位数の1000分の74に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 算定した単位数の1000分の56に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 算定した単位数の1000分の54に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 算定した単位数の1000分の45に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 算定した単位数の1000分の53に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 算定した単位数の1000分の44に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 算定した単位数の1000分の33に相当する単位数		☐	☐	☐